

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月28日
【会社名】	ユニデンホールディングス株式会社
【英訳名】	UNIDEN HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CFO 武藤 竜弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目12番 7 号
【電話番号】	03(5543)2812
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 近藤 文洋
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目12番 7 号
【電話番号】	03(5543)2812
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 近藤 文洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき、金210円

なお、この場合の配当総額は、1,234,526,790円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるための変更)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

(会計監査人との責任限定契約締結のための変更)

会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第32条の5第1項)を定めるものであります。また、会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第32条の5第2項)を定めるものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

取締役として、武藤竜弘を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額設定の件

当社の取締役の報酬等限度額は、2021年11月19日開催の臨時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、任意の指名報酬委員会に諮問した結果を踏まえ、当社取締役の職責や当社の業績の状況及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額を年額400百万円以内とさせていただきたく存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型報酬導入の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、株主との価値共有を一層高め、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、固定報酬及び業績連動型賞与とは別に、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入したく存じます。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等限度額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2021年11月19日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、任意の指名報酬委員会に諮問した結果を踏まえ、職責、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	40,914	3,654	0	(注) 1	可決 91.78
第2号議案 定款一部変更の件 (株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるための変更)	40,869	3,699	0	(注) 2	可決 91.68
第3号議案 定款一部変更の件 (会計監査人との責任限定契約締結のための変更)	22,114	17,434	5,020	(注) 2	否決 49.61
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件 武藤 竜弘	40,677	3,891	0	(注) 3	可決 91.25
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額設定の件	40,659	3,909	0	(注) 1	可決 91.21
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型報酬導入の件	40,572	3,996	0	(注) 1	可決 91.01
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等限度額設定の件	40,628	3,940	0	(注) 1	可決 91.14

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4 賛成割合の算定に当たっては、無効票分についても議決権数の数に参入している。

5 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。